

議案第48号

日野町議会委員会条例の一部改正について

日野町議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月18日提出

提出者	日野町議会議員	金川守仁
賛成者	日野町議会議員	中山法貴
賛成者	日野町議会議員	安達幸博
賛成者	日野町議会議員	松本利秋
賛成者	日野町議会議員	梅林智子

日野町議会委員会条例の一部改正が必要な理由と概要

1 改正の理由

令和5年5月8日公布された地方自治法の一部改正（令和6年4月1日施行）により、議会に係る手続き及び会議のオンライン化が可能となったことにより、対応する委員会条例を改正するもの。

2 改正の概要

上記の理由により、委員会へのオンラインでの参加理由を育児、介護その他の理由においても可能とする改正を行う。併せてこれまで書面等を前提とされた委員会報告書等をオンライン化可能とする改正を行う。

その他文言の整理を行う。

3 附則

公布の日から施行する。

日野町議会委員会条例の一部を改正する条例

日野町議会委員会条例（昭和62年日野町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特別委員会の設置) 第5条 略 2 特別委員会の定数は、議会の議決で定める。 3 略	(特別委員会の設置) 第5条 略 2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。 3 略
(委員の選任) 第6条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。 2 議員は、少なくとも一つの常任委員となるものとする。	(委員の選任) 第6条 議員は、少なくとも一つの常任委員となるものとする。 2 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下、「委員」という。)の選任は、議長が会議に諮って指名する。
3 略 4 略 5 略 6 略	3 略 4 略 5 略
(招集) 第12条 略 2 略 3 委員長は、重大な感染症のまん延防止の観点から又は大規模な災害の発生等により委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、議長の許可を得て、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用した委員会(以下「オンラインによる委員会」という。)を開催することができる。	(招集) 第12条 略 2 略 3 委員長は、重大な感染症のまん延防止の観点から又は大規模な災害の発生等により委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、議長の許可を得て、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用した委員会(以下「オンラインによる委員会」という。)を開催することができる。

4 前項の場合において、委員が、オンラインによる委員会に参加を希望するときは、委員長の許可を得なければならない。	(開会の特例) 第12条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下この条において「オンラインによる方法」という。)を活用して委員会を開催することができる。 (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 2 前項の規定により委員会が開催される場合において、オンラインによる方法によって出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。 (定足数) 第13条 略 2 前条第2項の規定により委員長の許可を得てオンラインによる委員会に参加した委員は、前項の出席委員とする。 (秘密会) 第17条 委員会(第12条の2((開会の特例))第1項の規定により開会するものを除く。)は、その議決で秘密会とすることができる。
4 前項の場合において、委員が、オンラインによる委員会に参加を希望するときは、委員長	(定足数) 第13条 略 2 前条第4項の規定により委員長の許可を得てオンラインによる委員会に参加した委員は、前項の出席委員とする。 (秘密会) 第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、第12条第3項の規定により開催するオンラインによる委員会は、秘密会

2 略 (意見を述べようとする者の申出) 第21条 略 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において「同じ。）」とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条(代理人又は文書等による意見の陳述))において同じ。)を使用する方法により行うことができる。 (代理人又は文書等による意見の陳述) 第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 (記録) 第26条 略 2 略 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。	<u>とすることができない。</u> 2 略 (意見を述べようとする者の申出) 第21条 略 (代理人又は文書による意見の陳述) 第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 (記録) 第26条 略 2 略
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。